

## 有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

### 記

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

廣瀬建設株式会社

期間：令和7年1月28日～令和7年4月7日（10週間）

範囲：近畿運輸局管内

#### 2. 指名停止の理由

廣瀬建設株式会社は令和6年11月15日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。

- ① 大阪市内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む川田左官と下請契約を締結したことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より7日間の営業停止処分を受けた。
- ② 大阪市内の民間発注の工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、当該建設業者の下請負人であるA社、2次下請負人であるB者を施工体制台帳及び施工体系図に記載せず、C社、D者、E社、F社、G社、H社、I社、J者、K社、L者等の当該建設業者の下請負人との下請契約に係る同法第19条第1項及び第2項の規定による書面（請負契約書等）の写しを施工体制台帳に添付せず、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第1項第2号チ及び同項第4号チに掲げる事項（いわゆる「作業員名簿」）のうち一部の下請負人の建設工事に従事する者に関する「社会保険の加入等の状況」などを記載しないなど、施工体制台帳及び施工体系図の一部の作成を怠ったことが、建設業法第28条第1項柱書及び同項第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。